

証券コード 6571
2021年9月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号
キュービーネットホールディングス株式会社
代表取締役社長 北 野 泰 男

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年の株主総会につきまして、極力、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年9月21日（火曜日）午後5時までに書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2021年9月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区神宮前5-53-67 東京ウィメンズプラザ ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | <ol style="list-style-type: none"> 第7期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第7期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

■ インターネットによる開示について

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.qbnet.jp/>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年9月22日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年9月21日(火曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年9月21日(火曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 〇〇〇〇〇〇〇〇 株主総会日 議決権の数 〇〇〇〇	<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>															基準日現在のご所有株式数 議決権の数 〇〇〇〇
〇〇〇〇年〇月〇日																
		ログイン用QRコード ログインID XXXXXXXXXX-XXXX-XXXX パスワード XXXXXXXX														
		見本 〇〇〇〇〇〇〇〇														

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号・第4号・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号・第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

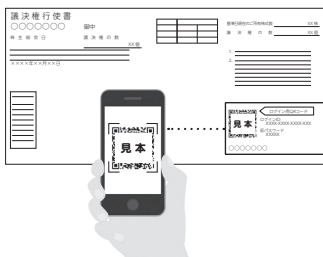
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、議案につき、賛否のご表示のない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

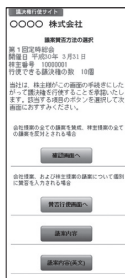
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

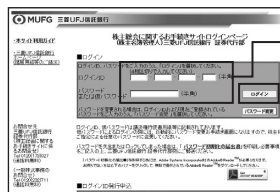
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

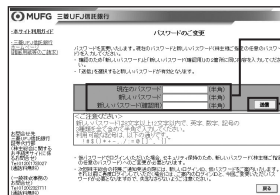
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

新型コロナウイルス感染症への対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本総会開催における対策を以下のとおりとさせていただきます。

株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

招集ご通知2～3頁の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・マスクの持参や着用などの感染予防対策にご配慮いただきますと共に、受付など会場内各所に消毒液を設置いたしますので、手指の消毒をお願い申し上げます。
- ・本年は株主様の座席の間隔を空けるため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。また、当日、会場入口付近で検温をさせていただきます、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方のご入場をお断りする場合があります。予めご了承ください。

【当社の対応について】

- ・当日は当社出席者及び運営スタッフについても、体調を十分に確認の上でマスク（一部スタッフは手袋等）着用など感染予防対策を実施させていただきます。
- ・開催時間を短縮するため、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。当日ご出席される株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をご覧くださいようお願い申し上げます。
- ・総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更になる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

【当社ウェブサイト】 <http://www.qbnet.jp/ir/>

また、感染予防のため、その他必要な措置を講ずる場合がありますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、更なるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除、並びに監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則の新設を行うものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章～第3章 (条文省略)	第1章～第3章 (現行通り)
第4章 取締役及び取締役会 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 (現行通り)
第18条	第18条
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。 (新設)	第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) は、 <u>7</u> 名以内とする。 <u>2</u> 当社の <u>監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。)</u> は、 <u>5</u> 名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。
2 (条文省略)	2 (現行通り)
3 (条文省略)	3 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行通り) 2 前項の規定にかかわらず、<u>監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、<u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役（監査等委員を除く。）に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 (現行通り)</p> <p>2 <u>当社は取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行通り)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行通り)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第31条 当会社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>(員数) 第32条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第37条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第38条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の設置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条 当社は監査等委員会を置く。</u></p>
	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会が定める。</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (現行通り)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て取締役会が定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第48条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条～第43条 (現行通り)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第44条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)</u></p> <p><u>2021年9月開催の第7回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1	<p>北野泰男</p> <p>再任</p> <p>生年月日 1969年6月26日</p> <p>性別 男性</p> <p>所有する当社の株式数 392,000株</p>	<p>2005年2月 キュービーネット株式会社 入社</p> <p>2005年9月 同社 取締役経営企画室長</p> <p>2006年3月 同社 取締役管理本部長</p> <p>2008年9月 同社 専務取締役経営企画室長兼管理本部長</p> <p>2009年10月 同社 代表取締役社長（現任）</p> <p>QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director CEO（現任）</p> <p>QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director CEO（現任）</p> <p>2011年6月 QB House（Hong Kong）Limited Director CEO（現任）</p> <p>2012年2月 台和捷麗有限公司 董事（現任）</p> <p>2016年9月 当社 代表取締役社長（現任）</p> <p>QB HOUSE USA INC. Director（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>当社及びキュービーネット株式会社の代表取締役社長を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>

候補者番号	候補者	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2	<p style="text-align: center;">いりやま ゆうすけ 入 山 裕 左</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任</div> <p>生年月日 1974年12月12日</p> <p>性別 男性</p> <p>所有する当社の株式数 91,300株</p>	<p>2003年 1 月 キュービーネット株式会社 入社 2004年 9 月 同社 取締役開発事業部長 2006年 3 月 同社 常務取締役開発事業部長 2013年12月 同社 常務取締役営業本部長 2015年 7 月 同社 常務取締役東日本事業本部長 2016年 9 月 当社 常務取締役 2019年 9 月 当社 専務取締役（現任） キュービーネット株式会社 専務取締役東日本事業本部長（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） キュービーネット株式会社の東日本エリアの責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>
3	<p style="text-align: center;">みやざき まこと 宮 崎 誠</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任</div> <p>生年月日 1968年12月17日</p> <p>性別 男性</p> <p>所有する当社の株式数 64,000株</p>	<p>2001年 1 月 キュービーネット株式会社 入社 2004年 5 月 同社 取締役営業本部長 2013年12月 同社 取締役店舗運営本部長 2015年 7 月 同社 取締役西日本事業本部長（現任） 2016年 9 月 当社 取締役（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） キュービーネット株式会社の西日本エリアの責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>

候補者番号	候補者	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4	<p data-bbox="258 243 492 296">まつもと おさむ 松本 修</p> <p data-bbox="258 334 492 368">再 任</p> <p data-bbox="258 444 420 500">生年月日 1971年7月14日</p> <p data-bbox="258 523 302 579">性別 男性</p> <p data-bbox="258 601 462 657">所有する当社の株式数 84,000株</p>	<p data-bbox="535 202 1321 228">2004年1月 キュービーネット株式会社 入社</p> <p data-bbox="535 232 1321 288">2013年9月 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director (現任)</p> <p data-bbox="707 293 1230 319">QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director (現任)</p> <p data-bbox="707 323 1192 349">QB HOUSE (Hong Kong) Limited Director (現任)</p> <p data-bbox="535 353 1271 379">2013年12月 キュービーネット株式会社 取締役管理本部長 (現任)</p> <p data-bbox="535 384 1029 409">2016年9月 当社 取締役管理本部長 (現任)</p> <p data-bbox="707 414 1079 439">QB HOUSE USA INC. Director (現任)</p> <p data-bbox="535 444 1029 470">2018年9月 台和捷麗有限公司 董事 (現任)</p> <p data-bbox="535 515 1347 636">(取締役候補者とした理由) 当社及びキュービーネット株式会社の管理部門の責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し更新する予定であるため、各候補者が選任され就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により被保険者が負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">お お み や たつ し 大 宮 立</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p> <p>生年月日 1973年9月14日</p> <p>性別 男性</p> <p>所有する当社の株式数 —</p>	<p>1998年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2002年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2003年10月 東京弁護士会登録 森・濱田松本法律事務所 入所 2012年7月 シティ法律事務所 パートナー 2013年12月 キュービーネット株式会社 監査役 2014年9月 積水ハウス・リート投資法人 監督役員（現任） 2015年6月 当社 監査役 2017年9月 当社 社外取締役（現任） 2018年10月 レックス法律事務所 パートナー 2021年4月 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 社外取締役（現任） 2021年7月 弁護士法人レックス法律事務所 代表社員（現任）</p> <p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 弁護士法人レックス法律事務所 代表社員を務めており、弁護士としての豊富な知識と経験を有していることから、弁護士としての専門的な見地から経営に対する監督をして頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>

候補者番号	候補者	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2	<p data-bbox="254 284 486 335">きくちただお 菊地唯夫</p> <div data-bbox="254 368 486 411" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div> <p data-bbox="254 480 411 541">生年月日 1965年12月4日</p> <p data-bbox="254 562 290 622">性別 男性</p> <p data-bbox="254 644 456 698">所有する当社の株式数 —</p>	<p data-bbox="526 199 1333 260">1988年4月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行</p> <p data-bbox="526 266 1025 290">2000年2月 ドイツ証券会社 東京支店 入社</p> <p data-bbox="526 296 1333 356">2004年4月 ロイヤル株式会社（現 ロイヤルホールディングス株式会社） 入社</p> <p data-bbox="526 362 919 387">2010年3月 同社 代表取締役社長</p> <p data-bbox="526 393 919 417">2010年5月 株式会社ハブ 取締役</p> <p data-bbox="526 423 1318 483">2016年3月 ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長（兼）CEO</p> <p data-bbox="526 489 955 514">2018年2月 当社 社外取締役（現任）</p> <p data-bbox="526 520 1333 580">2019年3月 ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長（現任）</p> <p data-bbox="526 586 1146 610">2020年4月 京都大学経営管理大学院 特別教授（現任）</p> <p data-bbox="511 644 1357 795">（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） ロイヤルホールディングス株式会社の代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営全般への助言や経営に対する監督をして頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>
3	<p data-bbox="254 873 486 925">さいとうとしかず 斎藤敏一</p> <div data-bbox="254 958 486 1000" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div> <p data-bbox="254 1070 411 1130">生年月日 1944年6月18日</p> <p data-bbox="254 1152 290 1212">性別 男性</p> <p data-bbox="254 1233 456 1288">所有する当社の株式数 4,500株</p>	<p data-bbox="526 828 1312 852">1967年4月 大日本インキ化学工業株式会社（現 DIC株式会社） 入社</p> <p data-bbox="526 858 994 883">1986年6月 株式会社ルネサンス 取締役</p> <p data-bbox="526 889 919 913">1992年6月 同社 代表取締役社長</p> <p data-bbox="526 919 919 943">2011年4月 同社 代表取締役会長</p> <p data-bbox="526 949 955 973">2018年2月 当社 社外取締役（現任）</p> <p data-bbox="526 979 1273 1003">2020年8月 株式会社ルネサンス 代表取締役会長執行役員（現任）</p> <p data-bbox="511 1070 1357 1221">（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 株式会社ルネサンスの代表取締役会長執行役員を務めており、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営全般への助言や経営に対する監督をして頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	候補者	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況
4	<p style="text-align: center;">と や けい こ 戸 谷 圭 子</p> <p style="text-align: center;">新 任</p> <p>生年月日 1964年2月26日</p> <p>性別 女性</p> <p>所有する当社の株式数 —</p>	<p>1988年4月 株式会社埼玉銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行</p> <p>1999年7月 株式会社マーケティング・エクセレンス 代表取締役</p> <p>2002年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 特任助教授</p> <p>2004年6月 経営学博士（筑波大学）</p> <p>2006年4月 東洋大学経営学部 専任講師</p> <p>2006年7月 株式会社マーケティング・エクセレンス マネージング・ディレクター（現任）</p> <p>2007年4月 同志社大学専門職大学院ビジネス研究科 准教授</p> <p>2014年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 教授（現任）</p> <p>2019年4月 ユアサ商事株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社新日本科学 社外取締役（現任）</p> <p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 長年にわたる経営学及びマーケティング分野の専門家として、多くの企業に助言を行うとともに、高度な専門知識と豊富な経験と知見を有していることから、独立した客観的な立場を生かした監督をして頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記各候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、各候補者の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、戸谷圭子氏の選任が承認された場合は、同様に独立役員とする予定であります。
3. 当社は、大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。各候補者の再任が承認された場合は、各候補者と当該契約を継続する予定であります。また、戸谷圭子氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し更新する予定であるため、各候補者が選任され就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により被保険者が負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。

5. 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏は現在、当社の社外取締役であります。それぞれの当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、大宮立氏は4年、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏は3年7か月であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月1日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止したうえで、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額170百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とさせていただきますと存じます。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な支給金額、支給時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、監査等委員会設置会社移行後の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、その効力を生じますと、4名（うち社外取締役0名）となります。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。監査等委員である各取締役に対する具体的な支給金額、支給時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、監査等委員会設置会社移行後の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決され、その効力を生じますと4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2020年7月1日～2021年6月30日)は、新型コロナウイルス感染症(以下、「本感染症」という。)の影響が長期化したことによって、各国の行政機関の防疫措置が継続され、テレワークや外出自粛等による来店客数の減少が続きました。

このような状況のもと、当社グループでは、本感染症の影響下及び収束後、並びにSDGs推進の3つの観点で、取り組みを進めてまいりました。

(本感染症の影響下における取り組み)

お客様・従業員の安全を確保するための万全の感染防止策を講じることで、緊急事態宣下においても、施設の休業に伴う店舗休業を除き、継続的に安心してサービスを利用・提供できる体制の確保に努めました。また、採用人員の適正化や家賃減額等の固定費用の削減及び不採算店舗の統廃合を積極的に取り組んだことにより、収益力の改善につながっております。

(本感染症の収束後を見据えた取り組み)

本感染症の収束後の回復ステージを見据え、お客様の利便性・満足度の向上に取り組んでまいりました。これまで力を入れて取り組んできたヘアカット未経験者に対する当社独自の技術育成カリキュラムを拡充し、既存の店舗スタイリストにも改めて基礎を学び直す機会を設け、カット技術の正確性や効率性の向上を図りました。また、待ち時間の解消等のサービス改善の一環で、時間予約や事前決済が可能な新たなアプリを開発し、FaSS及びQB PREMIUMの業態で導入しております。今後もさらなる利便性向上に資する機能改善に努めてまいります。

(SDGs推進に向けた取り組み)

ヘアカットサービスに特化することであらゆる無駄を省くという考えのもと、シャンプーも省き吸引機（エアウォッシャー）を代用することで、髪を洗い流すための水資源を必要としないスタンスを創業以来貫いております。一方、施術時に使用するクシについては、お客様毎に新品のクシを使用しておりましたが、近年の廃プラスチック問題への当社の取り組みとして、クシについては適切に消毒を行った上で再利用することに変更しました。この取り組みを通して、年間約1,500万本以上のプラスチッククシの削減となる見込みであります。

店舗展開につきましては、25店舗出店いたしました。出店地域は、国内に15店舗、海外はシンガポールに1店舗、香港に4店舗、台湾に5店舗であります。また、不採算店舗の統廃合等により26店舗閉店したことから、当連結会計年度末の店舗数は、前連結会計年度末より1店舗減少し、714店舗となりました。

売上収益は、本感染症の影響による来店客数の減少等により、前年同期に比べ155百万円減少し、18,933百万円となりました。各国の本感染症の状況及び売上収益への影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	増減額	増減額 (為替影響 除く)
国内	15,798	15,705	△93	—
海外	3,290	3,228	△62	△74
香港	1,848	1,769	△79	△56
シンガポール	836	836	0	△10
台湾	489	513	24	△1
アメリカ	116	108	△7	△5
連結	19,089	18,933	△155	△74

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

<国内>

新規感染者は継続して発生しており、テレワークや外出自粛等の影響が続いております。第1回目の緊急事態宣言中（2020年4月～5月）は、国内全店を臨時休業したことにより、売上収益は大幅に減少しました。その後の緊急事態宣言においては、施設都合による臨時休業・時短営業の一部店舗を除き、感染防止策を徹底の上、営業を継続したことにより、本感染症拡大前の水準に比べ減少しているものの、安定的に売上収益を計上できております。閑散期である2021年1月を底として、気温上昇とともに売上収益も回復傾向にあります。通期では、前年同期に比べ93百万円減少しました。

<香港>

新規感染者の増加に伴う行政機関の防疫措置により、テレワークや外出自粛等の影響が一部で続いたため、売上収益は前年同期に比べ減少しております。直近では、2021年5月に月間の過去最高売上を計上しており、回復傾向にあります。通期では、為替影響を含めて79百万円減少しました。

<シンガポール>

新規感染者の増加に伴う行政機関の防疫措置により、テレワークや外出自粛等の影響が一部で続いたため、売上収益は前年同期に比べ減少しております。通期では、為替影響を含めて概ね前年同期並みでありました。

<台湾>

2021年5月中旬までは新規感染者の発生は概ね収束しており、売上収益は前年同期に比べ増加しておりましたが、2021年5月中旬に新規感染者が急増したことに伴い行政機関の防疫措置が強化され、売上収益は大幅に減少しました。通期では、為替影響を含めて前年同期に比べ24百万円増加しました。

<アメリカ（ニューヨーク）>

新規感染者は継続して発生しており、行政機関の防疫措置が継続されたため、テレワークや外出自粛等の影響を大きく受けておりましたが、ワクチン接種の加速により防疫措置が緩和され、売上収益は回復傾向にあります。通期では、為替影響を含めて前年同期に比べ7百万円減少しました。

売上原価は、前年同期に比べ188百万円増加し、16,433百万円となりました。主な増減内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	増減額	増減理由
人件費	471	前連結会計年度の期中において、国内の委託店舗が当社グループに合流したこと等によって、期中平均の店舗スタイリストが増加
業務委託料	△382	上記の委託店舗の合流による委託店舗数の減少及び委託店舗の売上収益の減少

販売費及び一般管理費は、前年同期に比べ162百万円減少し、2,466百万円となりました。主な増減内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	増減額	増減理由
人件費	53	社内へアカットスクール研修生及びエリア管理者の増加等
求人費	△67	売上の回復遅れによる採用人数の適正化に伴う減少
広告宣伝費	△39	新規出店の減少及び販促活動の抑制
旅費交通費	△34	新型コロナウイルス感染症に伴う移動の抑制

その他の営業収益は、国内の雇用調整助成金収入等の計上により、前年同期に比べ612百万円増加し、742百万円となりました。また、その他の営業費用は、本感染症の影響等により短期的に収益の回復が遅れる店舗の減損損失を計上したこと等により、前年同期に比べ207百万円増加し、312百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は18,933百万円（前連結会計年度比0.8%減）、営業利益は463百万円（同93.5%増）、税引前利益は286百万円（同191.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は243百万円（同133.5%増）となりました。

なお、当社グループはヘアカット事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規出店や既存店のリニューアルを主な目的として設備投資を実施し、全体での設備投資の額は388百万円となりました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関からの新規借入実行はありません。

なお、当社グループが前連結会計年度に締結した6,000百万円のコミットメントライン契約は、当連結会計年度中に契約期限が到来しましたが、改めて借入枠を3,200百万円と変更したうえで、契約期間を1年間更新しております。既存の当座貸越契約1,000百万円と当該コミットメントライン契約とを合わせた融資枠は4,200百万円となります。当該融資枠の当連結会計年度末における借入実行残高は3,000百万円であります。

4. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第4期 (2018年6月期)	第5期 (2019年6月期)	第6期 (2020年6月期)	第7期 (2021年6月期) (当連結会計年度)
	(国際会計基準)	(国際会計基準)	(国際会計基準)	(国際会計基準)
売上収益	19,287	20,864	19,089	18,933
営業利益	1,641	1,969	239	463
税引前利益	1,560	1,895	98	286
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,041	1,272	104	243
基本的1株当たり当期利益(円)	86.73	102.64	8.29	19.09
資産合計	23,555	24,282	32,721	30,634
親会社の所有者に帰属する持分	8,695	9,797	9,786	10,156
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	701.74	784.54	768.46	792.22

(注) 当社は、2017年12月14日開催の取締役会の決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株を100株に分割しております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

5. 対処すべき課題

現在、新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」という。）の影響が長期化したことによって、各国の行政機関の防疫措置が継続され、テレワークや外出自粛等による来店客数の減少が続いております。

当社グループでは、本感染症による不安定な事業環境下においても、事業活動を安定的に継続し、さらなる成長を目指すための重点課題として、以下の3つを挙げて対応してまいります。

① 万全の感染防止策の実施及び継続的なサービスの提供

店舗運営については、お客様・従業員の安全を確保するためのあらゆる感染防止策を講じて、継続的なサービスの提供ができるよう努めております。

国内の第1回目の緊急事態宣言においては、国内全店を臨時休業いたしました。その後の緊急事態宣言においては、施設都合による臨時休業・時短営業の一部店舗を除き、感染防止策を徹底の上、安定的な店舗運営が継続できております。

今後も、お客様・従業員の安全を最優先に考え、万全の感染防止策を講じて、継続的に良質なサービスの提供ができるよう努めてまいります。

② 収益体質の改善

本感染症による収益低下に対応するため、「客数」「店舗数」「単価」の3つの事業KPIを改善し、コスト削減も含めて、本感染症の影響前の利益水準以上となるよう、収益体質の改善を図ってまいります。次期（2022年6月期：2021年7月1日～2022年6月30日）については、特に「客数」及び「店舗数」の改善を強化する計画であります。

「客数」を増加するための集客対応策としては、FaSS及びQB PREMIUMに導入しているアプリの機能を改善するとともに、QB HOUSEについては、電子カットカルテの開発を進めることで、お客様の利便性の向上を図ってまいります。また、Googleマイビジネスやホームページ等のインターネット上のタッチポイントの改善を行い、お客様が必要な店舗情報を適時に入手できる環境を整備してまいります。

「店舗数」を増加するための出店対応策としては、テレワークや外出自粛等によって、乗降者数の多い都心駅等の中心地域から周辺地域へ、生活圏が分散している状況を踏まえて、立地評価を見直し、従来は収益化が困難であった立地も含めて、新たな立地への出店を進めてまいります。

③ 財務基盤の強化

当社グループは、財務基盤の一段の強化を目的として、コミットメントライン契約及び当座貸越契約による融資枠を総額4,200百万円設定し、当該融資枠の内3,000百万円を実行しております。

今後も、本感染症による不安定な事業環境下においても、事業活動を安定的に継続し、さらなる成長を目指すため、財務基盤の強化に努めてまいります。

6. 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社グループは、ヘアカット専門店「QB HOUSE」及び多様なニーズに合わせたブランドである「FaSS」の店舗展開により、ヘアカットサービスを提供しております。

7. 主要な営業所並びに従業員の状況 (2021年6月30日現在)

(1) 主要な営業所

本店 東京都渋谷区
大阪支店 大阪市北区

(2) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,236名 (429名)	43名減 (41名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及びパートタイマー）は、（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、ヘアカット事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名 (一名)	1名増 (-)	52.2歳	6.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及びパートタイマー）は、（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社は持株会社のため、セグメント別の記載を省略しております。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
キュービーネット株式会社	10百万円	100%	ヘアカット事業
QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD.	6百万SGD	100%	アジアにおける海外子会社の統括
QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD.	2百万SGD	100% (100%)	ヘアカット事業
QB House (Hong Kong) Limited	14百万HKD	100% (100%)	ヘアカット事業
台和捷麗有限公司	39百万TWD	100% (100%)	ヘアカット事業
QB HOUSE USA INC.	500千USD	100%	ヘアカット事業

(注) 出資比率の()内は間接保有を内数で示しております。

(3) 特定完全子会社に関する事項

会社名	キュービーネット株式会社
住所	東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,089百万円
当社の総資産額	6,130百万円

9. 重要な企業結合等

(1) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(2) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

10. 主要な借入先及び借入額 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	7,978
株式会社みずほ銀行	3,875
株式会社三井住友銀行	1,035

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 48,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,820,900株
3. 当事業年度末の株主数 5,516名

4. 上位10名の株主（2021年6月30日現在）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,266,600	17.68
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	2,223,200	17.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,338,300	10.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	738,900	5.76
インテグラル株式会社	592,300	4.62
北野 泰男	392,000	3.06
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	389,200	3.04
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	292,400	2.28
野村信託銀行株式会社（投信口）	151,000	1.18
AEGON CUSTORY BV REMM EQUITY SMALL CAPFUND	140,800	1.10

（注）持株比率は、自己株式123株を控除し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権（2016年9月29日取締役会決議）
新株予約権の数	2,220個（注）1
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 222,000株（注）1
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき735円
新株予約権の行使価額	新株予約権1個につき52,000円 （普通株式1株につき520円） （注）2
新株予約権の行使期間	2017年11月30日から2026年9月29日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）3

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「対象株式数」という。）は、100株とする。
ただし、新株予約権の割当日以降に当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じとする。）又は株式併合を行うときは、当該調整の時点で未行使の本新株予約権に関して、次の算式により対象株式数を調整し、これに合わせて本新株予約権の目的である株式の数も調整される。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式以外の株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会の決議により、必要と認める調整を行うものとする。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価格の調整を併せて行う場合には、調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$

また、割当日以降に、当社がその時点における調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行又は当社が保有する普通株式の処分（ただし、当社の株主のみを割当先として行う場合に限り、当社普通株式の株式無償割当ての場合、合併等により新株を発行又は自己株式を処分する場合、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処

分前において当社が保有する普通株式の数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{調整前行使価額}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、当社普通株式以外の株式の発行もしくは自己株式の処分（当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。）又は無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、当社普通株式以外の株式の発行もしくは自己株式の処分（当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。）又は無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整する。

3. ① 新株予約権者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2017年6月期から2019年6月期の3事業年度におけるいずれかの期のEBITDAが2,000百万円を超過している場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、上記の判定に用いるEBITDAとは、営業利益に調整項目（減価償却費、資産除去費用償却費、ソフトウェア償却費、商標権償却費、のれん償却費、研究開発資産償却費、長期前払費用償却費、リース資産償却費、資産除去履行差額、資産除去債務利息費用）の額を加算した金額とし、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 上記①にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (i) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- (ii) 当社普通株式につき、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (iii) 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
- (iv) 当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。
- ③ 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、この注3において「本新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- ④ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
- ⑤ 本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又はこれらに準じる地位もしくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑥ 本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
- (i) 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合

(ii) 本新株予約権者が、会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解職の懲戒処分を受けた場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合

(iii) 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合

⑦ 本新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(i) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日までの間は、本新株予約権を行使することができない。

(ii) 当該上場日から起算して3年間は、割当てを受けた本新株予約権の70%に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。

(iii) 当該上場日の3年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権のすべてを行使することができる。

ただし、当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、本新株予約権者は、前記（i）乃至（ii）にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正又は廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正し又は廃止することができるものとする。

⑧ 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P.（以下、この注3において併せて「本組合ら」という。）がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡又は処分がなされる場合を含む。以下、この注3において「本エグジット」という。）であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間（ただし、本エグジットの実行日までに限る。）は、本新株予約権者は保有する本新株予約権のすべてを行使することができるものとする。

2. 当事業年度中に当社従業員に対して交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2021年6月30日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 野 泰 男	キュービーネット株式会社 代表取締役社長 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director CEO QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director CEO QB House (Hong Kong) Limited Director CEO 台和捷麗有限公司 董事 QB HOUSE USA INC. Director
専務取締役	入 山 裕 左	キュービーネット株式会社 専務取締役東日本事業本部長
取 締 役	宮 崎 誠	キュービーネット株式会社 取締役西日本事業本部長
取締役管理本部長	松 本 修	キュービーネット株式会社 取締役管理本部長 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director QB House (Hong Kong) Limited Director 台和捷麗有限公司 董事 QB HOUSE USA INC. Director
取 締 役	大 宮 立	積水ハウス・リート投資法人 監督役員 レックス法律事務所 パートナー 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 社外取締役
取 締 役	菊 地 唯 夫	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長
取 締 役	斎 藤 敏 一	株式会社ルネサンス 代表取締役会長 執行役員
常 勤 監 査 役	細 野 幸 男	キュービーネット株式会社 監査役 セメダイン株式会社 監査役
監 査 役	石 川 敏 夫	—
監 査 役	上 條 謙 司	—

- (注) 1. 取締役 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 細野幸男氏及び上條謙司氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏並びに監査役 細野幸男氏及び上條謙司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 石川敏夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

取締役 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏並びに監査役 細野幸男氏、石川敏夫氏及び上條謙司氏と当社は、会社法第423条第1項の賠償責任について、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により負担することになる争訟費用及び損害賠償金を補填の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しています。

4. 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(イ) 基本方針

QBハウスグループの基本方針は、ヘアカット事業を通じて本当に大切なことだけに集中することにより、お客様の快適な暮らしに貢献することである。さらに、「人が成長した分だけ企業は成長できる」という考えのもと、短期的な利益を重視した考えに偏ることなく、中長期的な視野に立って人材育成への投資を適切に行い、持続的な企業価値の向上を目指す方針である。

このような方針の下、当社の取締役の報酬等についても、現段階においては一時的な短期業績に連動させる報酬体系ではなく、中長期にわたり持続的な成長を図る環境の構築を実現するために、月例の固定報酬のみで構成し、これを現金で支給することとする。

取締役の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役の職責、前年度の業績、従事者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとし、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する

(ロ) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役の職責、前年度の業績、従事者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとする。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の固定報酬の金額は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	122 (18)	122 (18)	— (—)	— (—)	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	13 (9)	13 (9)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計	135 (27)	135 (27)	— (—)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2015年6月1日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役は3名）でありました。
2. 監査役の報酬額は、2017年9月28日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（社外監査役は2名）でありました。
3. 取締役会は、代表取締役社長北野泰男氏に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

5. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
大宮 立	社外取締役	レックス法律事務所 パートナー	取引関係はありません。
菊地 唯夫	社外取締役	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長	取引関係はありません。
斎藤 敏一	社外取締役	株式会社ルネサンス 代表取締役会長 執行役員	取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員との兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
大宮 立	社外取締役	積水ハウス・リート投資法人 監督役員	取引関係はありません。
		株式会社ビッグツリーテクノロジー & コンサルティング 社外取締役	取引関係はありません。
細野 幸男	社外監査役	セメダイン株式会社 監査役	取引関係はありません。
		キュービーネット株式会社 監査役	当社の完全子会社であります。

③ 当期における主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割の概要
取締役	大宮 立	14回／14回中 (100%)	—	弁護士としての豊富な知識と経験をもとに、専門的な見地から当社の経営を監督して頂くなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	菊地 唯夫	14回／14回中 (100%)	—	経営者としての豊富な知識と経験をもとに、当社の経営を監督して頂くとともに、経営全般に助言を頂くなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	斎藤 敏一	14回／14回中 (100%)	—	経営者としての豊富な知識と経験をもとに、当社の経営を監督して頂くとともに、経営全般に助言を頂くなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤 監査役	細野 幸男	14回／14回中 (100%)	16回／16回中 (100%)	他社の取締役及び監査役として培われた豊富な知識と経験をもとに、当社の経営に必要な発言を行っております。
監査役	上條 謙司	14回／14回中 (100%)	16回／16回中 (100%)	他社の監査役として培われた豊富な知識と経験をもとに、当社の経営に必要な発言を行っております。

(ロ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の連結子会社の一部は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は機動的な配当対応を可能とするため、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、現在も新型コロナウイルスの変異株による脅威が生じる等、依然として不透明な状況にあることから、可能な限り手元資金を確保し、財務の安定を最優先すべきと考え、誠に遺憾ながら、今期の配当は無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げます。今後の事業環境の変化に適応すべく、改めて長期的な持続性、成長性を重視した戦略を再構築し、安定的な配当の実現に向けて努力してまいります。

連結財政状態計算書

(2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	5,641	流動負債	7,699
現金及び現金同等物	4,601	営業債務及びその他の債務	202
営業債権及びその他の債権	781	借入金	3,717
棚卸資産	104	リース負債	2,350
未収法人所得税等	23	未払法人所得税等	47
その他の流動資産	129	その他の金融負債	82
非流動資産	24,992	その他の流動負債	1,299
有形固定資産	1,502	非流動負債	12,777
使用権資産	5,313	借入金	9,125
のれん	15,430	リース負債	3,016
無形資産	130	その他の金融負債	91
その他の金融資産	1,854	繰延税金負債	15
繰延税金資産	654	引当金	514
その他の非流動資産	107	その他の非流動負債	13
		負債合計	20,477
		【資本の部】	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	10,156
		資本金	1,245
		資本剰余金	4,785
		利益剰余金	4,129
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	△3
		資本合計	10,156
資産合計	30,634	負債・資本合計	30,634

(注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	18,933
売 上 原 価	△16,433
売 上 総 利 益	2,500
そ の 他 の 営 業 収 益	742
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△2,466
そ の 他 の 営 業 費 用	△312
営 業 利 益	463
金 融 収 益	12
金 融 費 用	△189
税 引 前 利 益	286
法 人 所 得 税 費 用	△42
当 期 利 益	243
当 期 利 益 の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者	243
当 期 利 益	243

(注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	1,355	流動負債	48
現金及び預金	1,283	未払金	5
未収入金	70	未払費用	1
その他	1	未払法人税等	24
固定資産	4,775	預り金	3
投資その他の資産	4,775	その他	13
関係会社株式	4,732	負債合計	48
その他	42	【純資産の部】	
		株主資本	5,974
		資本金	1,245
		資本剰余金	4,785
		資本準備金	3,284
		その他資本剰余金	1,501
		利益剰余金	△55
		その他利益剰余金	△55
		繰越利益剰余金	△55
		自己株式	△0
		新株予約権	107
		純資産合計	6,082
資産合計	6,130	負債・純資産合計	6,130

(注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	973
営 業 費 用	363
営 業 利 益	610
営 業 外 収 益	0
営 業 外 費 用	0
経 常 利 益	610
特 別 利 益	2
税 引 前 当 期 純 利 益	612
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18
法 人 税 等 調 整 額	3
当 期 純 利 益	590

(注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月18日

キュービーネットホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺力夫 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 美岐 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キュービーネットホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、キュービーネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月18日

キュービーネットホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺力夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 美岐 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キュービーネットホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月19日

キュービーネットホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 細野 幸 男 ㊟
監査役 石川 敏 夫 ㊟
社外監査役 上 條 謙 司 ㊟

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

東京ウィメンズプラザ ホール

東京都渋谷区神宮前5-53-67



■交通のご案内

JR・東急東横線・京王井の頭線・
東京メトロ副都心線

渋谷駅
宮益坂口 徒歩12分

東京メトロ銀座線・半蔵門線・
千代田線

表参道駅
B2出口 徒歩7分

都バス（渋88系統）
青山学院前バス停
徒歩2分

- ※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ※当日ご出席の株主様への粗品のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※株主総会当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。